

徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 徳島市が平成29年度に策定する高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関し、広く市民の意見を求めるため、徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、徳島市の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について検討し、その結果を市長に報告する。

(委員)

第3条 委員会は、委員25人以内で構成し、委員は次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・福祉・医療関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項各号の委員数及び選定方法については、別に定める。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び、副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、市長に対し第2条の規定による報告を行った時点をもって終了するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉部介護・ながいき課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。